

## 板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱

(平成17年6月29日区長決定)

(平成25年4月30日一部改正)

(平成27年7月3日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人板橋産業連合会(以下「産業連合会」という。)が行う板橋区の中小製造業等の活性化に資する事業に要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、もって板橋区の中小製造業等の活性化を図ることを目的とする。

### (補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、中小製造業等の活性化を支援する事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 経営者及び従業員を対象とする技能、技術の向上のための事業
- (2) 経営基盤の強化及び経営革新の促進を図るための事業
- (3) 情報交流及び情報化の促進を図るための事業
- (4) その他区長が必要かつ適当と認める事業

2 補助事業は、補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに終了しなければならない。

### (補助対象経費)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる経費は、前条の補助事業を実施するための事業費のほか、区長が必要かつ適当と認めるもの(以下「補助対象経費」という。)について交付する。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、補助対象経費の85%を限度とする。

2 前項の規定により算出した金額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 産業連合会は、補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるものについては補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、産業連合会に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の交付の決定について必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 産業連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(別記第3号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付申請書に記載された内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、変更等承認通知書(別記第4号様式)により、産業連合会に通知するものとする。

3 前項の場合において、区長は補助金の額を変更することができる。ただし、既に交付決定した額を超える増額変更は認めないものとする。

(実績報告)

第8条 産業連合会は、補助事業が完了したとき又は当該補助事業年度終了後、速やかに実績報告書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、第4条により算出した補助金の額と補助金の交付決定額とを比較していずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第6号様式)により、産業連合会に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第10条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要があると認める場合は、概算払をすることができる。

2 産業連合会は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(別記第7号様式)を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けよ

うとするときは、補助金概算払請求書（別記第7号様式の2）を区長に提出しなければならない。

- 3 産業連合会は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金確定通知書受領後、補助金清算書（別記第8号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

（補助金の交付決定の取消等）

第11条 区長は、産業連合会が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 区長は、第7条の規定及び前条の規定により、補助金の額を変更し、又は補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に産業連合会に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 区長は、第9条の規定により産業連合会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理等）

第13条 産業連合会は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（検査）

第14条 産業連合会は、区長が指定した区職員が補助事業の管理運営及び経理等の状況について検査をする場合又は補助事業の実施状況について報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年

板橋区規則第3号)に定めるところによるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付申請書

年度板橋区中小企業活性化支援事業補助金の交付を受けたいので、板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の内容及び経費

別紙、 年度板橋区中小企業活性化支援事業実施計画書及び収支予算書のとおり

第2号様式（第6条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区中小企業活性化支援事業補助金について、板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付する。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件  
板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱の規定による。
- 3 事業の内容及び経費の区分  
別紙、 年度板橋区中小企業活性化支援事業実施計画書及び収支予算書のとおり

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

板橋区中小企業活性化支援事業変更等承認申請書

年 月 日付（文書番号）で、交付決定の通知を受けた 年度板橋区中小企業活性化支援事業について、板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更又は中止したいので申請します。

記

- 1 変更又は中止事項
- 2 変更又は中止理由
- 3 変更内容

第4号様式（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区中小企業活性化支援事業変更等承認通知書

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区中小企業活性化支援事業補助金について、板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、（変更・中止）を承認する。

記

1 変更又は中止事項

2 変更又は中止理由

3 変更内容

別紙、 年度板橋区中小企業活性化支援事業実施計画（変更前・変更後）のとおり



第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

板橋区中小企業活性化支援事業実績報告書

年 月 日付（文書番号）で、交付決定の通知を受けた 年度板橋区中小企業活性化支援事業の実績について、板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績報告書  
別紙、 年度板橋区中小企業活性化支援事業実績報告書のとおり
- 2 添付書類  
事業実績の事実が確認できる書類（写し等）

第6号様式（第9条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区中小企業活性化支援事業補助金確定通知書

年 月 日付（文書番号）で、交付決定した 年度板橋区中小企業活性化支援事業は、年 月 日付で提出された実績報告を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり額を確定する。

なお、既に交付した補助金との差額が生じた場合は、年 月 日までに精算するよう命じる。

記

1 確定額 金 円

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

板橋区中小企業活性化支援事業補助金請求書

年 月 日付（文書番号）で交付決定の通知を受けた 年度板橋区中小企業活性化支援事業補助金について、板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 円

第7号様式の2（第10条関係）\*概算払の場合

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

住所  
団体名  
代表者氏名

板橋区中小企業活性化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付（文書番号）で交付決定の通知を受けた 年度板橋区中小企業活性化支援事業補助金について、板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱第10条第2項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求理由

2 交付決定額 金 千円

3 概算払請求額 金 千円

4 残 額 金 千円

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

板橋区中小企業活性化支援事業補助金清算書

年 月 日付（文書番号）で交付確定の通知を受けた 年度板橋区中小企業活性化支援事業補助金について、補助事業が完了したので、板橋区中小企業活性化支援事業補助金交付要綱第 1 0 条第 3 項に基づき、下記のとおり清算します。

記

1 交付決定額	金	千円
2 確定額	金	千円
3 概算払受領済額	金	千円
4 清算額	金	千円
5 残額	金	千円